

神戸市民生委員支援員設置要綱

(趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員」という。）の負担を軽減し、その担い手となる人材を育成し、地域の中で互いに助け合い支えあうことができるまちづくりの実現をめざし、もって神戸市の地域福祉を推進するため、「神戸市民生委員支援員」（以下「支援員」という。）を置く。

(設置基準)

第2条 民生委員活動に支援を必要とする場合に、民生委員が担当する1区域（主任児童委員の場合は、主任児童委員1名）につき複数人の支援員を設置することができる。ただし、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）に設置できる支援員の総数は、当該地区民児協の委員定数の二倍を上限とする。

(推 薦)

第3条 支援員の推薦にあたっては、民生委員が支援員設置を必要と判断した場合に、地区民児協会長に対して、原則として当該地区民児協の域内の居住者の中から、支援員候補者を推薦することができる。また、民生委員が欠員となっている場合、地区民児協会長は、原則として当該地区民児協の域内の居住者の中から支援員候補者を推薦することができる。

2 地区民児協会長は、支援員設置の必要性及び支援員候補者の適格性を検討の上、市長（区保健福祉部保健福祉課）に推薦書（様式第1号）を提出する。

(適格要件等)

第4条 支援員の推薦にかかる適格要件は、原則として、神戸市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要領に定める適格要件に準じる。

2 年齢要件の上限は設けない。

(委 嘱)

第5条 市長は、第3条の推薦に基づき、区民生委員児童委員協議会（当該地区民児協が属する区とする）の会長及び副会長等の意見を聴取の上、支援員を委嘱する。

(任 期)

第6条 支援員の任期は、民生委員の任期の範囲内で、市長が決定する。

2 支援員の再任は妨げない。

(職 務)

第7条 支援員は、以下の職務を遂行する。

- (1) 民生委員が行う見守り活動および地域福祉活動の補助
 - (2) 支援員が設置された地区民児協が取り組む地域福祉活動などへの協力。
 - (3) 必要に応じて、研修や会議等に参加すること。
- 2 活動状況について、民生委員に対して、連絡・報告・相談を常に行い、各月の活動状況を報告書（様式第2号）に記入の上、民生委員（民生委員が欠員の場合は地区会長）に提出する。

（職務遂行にあたっての注意事項）

第8条 支援員は、その職務を遂行するにあたっては、民生委員法の規定を尊重する。

- 2 支援員は、職務上、知り得た個人情報について、個人情報保護法に基づき、適正に管理し、その職を退いた後も同様とする。
- 3 支援員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書（様式第3号）を市長に提出する。

（指揮監督等）

第9条 市長および当該地区民児協会会長は、支援員が職務を遂行するにあたり、必要な指揮監督を行う。

- 2 支援員が配置された地区民児協会会長および民生委員は、支援員が職務を遂行するにあたり、必要な助言又は指導を行う。

（活動費等）

第10条 市長は、支援員に対し、実費弁償を目的として活動費等（実費に相当する額。以下同じ。）を年額36,000円支給するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、当該年度の中途において委嘱又は解嘱（死亡を含む。）された支援員にかかる当該年度の活動費の額は、支援員として在職した月数（毎月1日時点で在職しているものを支給対象とする。）に3,000円を乗じて得た額とする。
- 3 活動費等は、当該年度を4月～7月、8月～11月、12月～3月の3期に分け、各々の最終月以降速やかに口座振込により支援員へ支給する。

（解 嘱）

第11条 支援員が次の各号の一つに該当するときは、市長は、区民生委員児童委員協議会役員の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 傷病等により、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2) 職務を怠り、又は職務に当たっての注意事項に反した場合
- (3) 支援員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) その他前各号に準じる理由により神戸市長が支援員たるにふさわしくないと認めた場合

- 2 市長は、支援員が民生委員に委嘱されるときは、委嘱される日の前日をもって解嘱する。
- 3 市長は、前項に掲げる他、支援員から退任届（様式第4号）が提出されたときは、当該支援員を解嘱することができる。

（附則）

この要綱は、平成17年2月17日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市民生委員支援員推薦書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

区 地区民生委員児童委員協議会

会長 _____

神戸市民生委員支援員設置要綱に基づき、下記のとおり、当地区民生委員児童委員協議会の民生委員児童委員から、神戸市民生委員支援員の設置要請と候補者の推薦がありました。これにつきまして、当地区民生委員児童委員協議会として、設置は必要であり、かつ候補者は適格者であると認め、下記のとおり推薦します。

推薦者

ふりがな 氏名		電話	()
いずれかに○	地区会長・区域担当・主任児童委員		
住所	〒 -		

支援員の設置を希望する区域等の状況

--

支援員候補者 (新任 ・ 再任 ※いずれかに○)

ふりがな 氏名			
住所	〒		
生年月日	昭・平 年 月 日	満 歳	令和 年 月 日現在の年齢
電話番号	1. () 自宅・携帯・その他 () 2. () 自宅・携帯・その他 ()		
地域活動歴・現在の公職		職業	
担当区域	※主任児童員の支援をする場合は、主任児童委員に○をしてください。		
	/主任児童委員		
推薦理由			

委嘱期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(最長：民生委員任期まで)

この推薦書は、区保健福祉部保健福祉課にご提出ください。

神戸市民生委員支援員 活動報告書

(令和 年 月分)

地区民児協名	地区
担当区域名	
民生委員支援員氏名	

活動等実績(記入方法は裏面に記載)

1. 活動日数	日
2. 活動件数	
(1)民生委員が行う見守り活動 および地域福祉活動の補助	延べ 件
(2)地区民児協が取り組む地域 福祉活動などへの協力	延べ 件
(3)研修や会議等への参加	延べ 件
(4)その他 ()	延べ 件
3 民生委員との連絡調整回数	延べ 件
4 特記事項・連絡事項など	

記 入 方 法

1 活動日数 活動した日数を計上してください。

2 活動件数 活動した延べ件数を計上してください。

(1)民生委員が行う見守り活動および地域福祉活動の補助

民生委員の指示のもと、支援員が見守り対象者等を訪問する等、民生委員の活動の支援・補助を行った。

(2)地区民児協が取り組む地域福祉活動などへの協力

支援員が配置された地区民生委員児童委員協議会が取り組む地域福祉活動などへ参加して手伝いをする等の協力を行った。

(3)研修や会議等への参加

地区民児協定例会等の会議や資質向上のために開催される研修へ参加。

(4)その他の活動

(1)～(3)にあてはまらない活動があれば、()内に簡単に内容を記載。

3 民生委員との連絡調整回数

民生委員に活動内容を報告したり、民生委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください

4 特記事項・連絡事項など

記録にとどめておくべきこと、民生委員に報告することがあれば、自由に記載してください。

神戸市民生委員支援員 活動メモ（令和 年 月分）

（ ）地区 氏名：

日	曜日	活動件数(日毎の延べ件数を記入)					備考 (活動概要等) ※個人情報は記入しないで下さい
		(1) 民生委員が行う見守り活動 および地域福祉活動の補助	(2) 地区民児協が取り組む 地域福祉活動などへの協力	(3) 研修や会議等への参加	(4) その他の活動	3 民生委員との連絡調整回数	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※このメモは、「活動報告書」を作成するための資料としてお使いください。提出は不要です。

神戸市民生委員支援員 活動メモ（令和 年 月分）
（ ）地区 氏名：

日	曜日	活動件数(日毎の延べ件数を記入)					備考 (活動概要等) ※個人情報は記入しないで下さい
		(1) 民生委員が行う見守り活動 および地域福祉活動の補助	(2) 地区民児協が取り組む 地域福祉活動などへの協力	(3) 研修や会議等への参加	(4) その他の活動	3 民生委員との連絡調整回数	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

※このメモは、「活動報告書」を作成するための資料としてお使いください。提出の必要はありません。

神戸市長 久元 喜造 様

誓 約 書

私は、神戸市民生委員支援員として地域福祉活動等を行うにあたり、以下の事項を誓約します。

記

1. 職務を遂行するにあたっては、民生委員法の規定を尊重すること。
2. 職務上、知り得た個人情報について、個人情報保護法に基づき、適正に管理し、その職を退いた後も同様とする。

令和 年 月 日

氏名

退任願

神戸市長様

私は、_____により、

令和____年____月____日をもって民生委員支援員を退任いたし
たくお願い申し上げます。

令和____年____月____日

_____区_____地区 民生委員支援員

氏名

<確認者>

区

地区民生委員児童委員協議会

会長